



選挙・情報公開

情報公開・個人情報保護制度

☎ 総務課 ☎ 557-7495

情報公開制度

町など(町長・教育委員会・選挙管理委員会・議会など)が保有している情報を町民の皆さまからの請求により公開する制度です。この制度を実施することで、町政がより一層開かれたものとなり、町民の皆さまと町との信頼関係が強化され、公正な町政の運営が図られることを目指しています。

ただし、法令で公開することができないと規定されている情報や個人のプライバシーに関する情報など、公開できないものもあります。

個人情報保護制度

町では、日常の業務で個人情報を扱いながら、住民サービスの向上に努めています。しかし、その取扱いに適正を欠いた場合は、皆さまのプライバシーが侵害されることになるため、個人情報の取扱方法を定めたものです。この制度により、町では皆さまの大切な個人情報を厳重に管理し、保護しています。

情報公開コーナー

情報公開請求などのあった文書、図面などの公開は、情報公開コーナーで行います。行政資料室としての機能も備え、町に関する資料などは、自由にご覧いただけます。

選挙

☎ 選挙管理委員会(総務課内) ☎ 557-0614

選挙権

満18歳以上の日本国民で、住民登録された日から引き続き3カ月以上町内に住んでいる方は、選挙権があります。

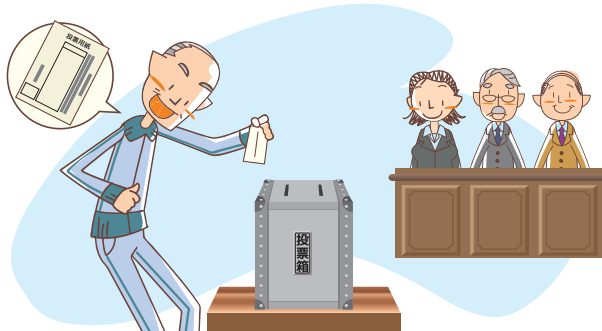
選挙人名簿の登録

▶ 定時登録

年4回、毎年3月、6月、9月、12月の1日現在で資格のある方を選挙人名簿に登録します。

▶ 選挙時登録

選挙を行う場合に、その登録基準日で新しく資格のある方を選挙人名簿に登録します。



投票

投票は、投票日に定められた投票所で投票することが原則ですが、下記の通り、期日前投票・不在者投票でも選挙に参加できます。また、投票所(期日前投票所を含む)での代理投票や点字投票ができます。

▶ 期日前投票

仕事、旅行等により当日投票できない方

▶ 不在者投票

名簿登録地以外の区市町村に滞在する方や、指定施設に入院または入所している方(都道府県の選挙管理委員会が指定した病院、特別養護施設等)に限る

▶ 郵便などによる不在者投票

身体に障がいがある方で、下記条件に該当する方は郵便による不在者投票ができます。

◆ 条件

郵便による不在者投票の場合、身体障害者手帳が両下肢・体幹・移動機能障がい1級・2級の方、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい1級または3級の方、免疫・肝臓障がい1級～3級の方

なお、投票するに当たり事前に郵便投票証明書の交付を受けておく必要があります。



みんなの一票大切に!

広告

印刷のご相談はお気軽に!

印刷 企画 デザイン 撮影

お見積もりは【無料】お気軽にお問合せください。



Strategic Printing Innovation
不二オフセット株式会社

〒190-1222 東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎東松原5-7
TEL.042-556-1105 FAX.042-568-7775
<http://www.fuji-off.co.jp/>

選挙・情報公開